○外務省告示第二百七十一号

令和八年七月三十日にダマスカスで、シリア・アラブ共和国における統合的都市復興及び持続可能な固形廃棄物管理計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　統合的都市復興及び持続可能な固形廃棄物管理計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　十五億二千百万円
3　署名者
日本側　辻昭弘在シリア臨時代理大使
国際連合側　パトリック・カナガシンガム国際連合人間居住計画地域プログラム局長

令和八年九月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

○外務省告示第二百七十二号

令和八年八月五日にダマスカスで、シリア・アラブ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億円
3　署名者
日本側　辻昭弘在シリア臨時代理大使
世界食糧計画側　マリアンヌ・ワード在シリア事務所代表

令和八年九月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

○外務省告示第二百七十三号

令和八年七月二十八日にカトマンズで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がネパール政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与等の限度額　四億千万円
3　贈与等の供与期限　令和十六年十二月三十一日
4　署名者
日本側　前田徹在ネパール大使
ネパール側　ガンシャム・ウパディヤ財務省次官

令和八年九月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

○国土交通省告示第千百号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
自由ヶ丘川
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を令和三年国土交通省告示第三百六十二号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県防府市大字大崎
字自由ケ丘四丁目
一〇二七六番　一号及び二号
二一七四
一〇二七六番　三号
一六三二
一〇二七六番　四号及び五号
二一七五

○国土交通省告示第千百一号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

令和八年九月一日

国土交通大臣　金子　恭之

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二五一九号	西田　峰史	和歌山県	令和八年八月十七日	七尾水先区
第二五二〇号	濱中　健吾	東京都	令和八年八月十七日	七尾水先区
第二五二一号	山田　孝之	神奈川県	令和八年八月十七日	小名浜水先区

国会事項

国立国会図書館

○国立国会図書館告示第一号

複写料金に関する件の一部を改正する件を次のように定める。

令和八年九月一日

国立国会図書館長　倉田　敬子

複写料金に関する件の一部を改正する件

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表電子式複写による印画の項中「二十六円」を「三十円」に、「四十三円」を「五十円」に、「百四十円」を「百六十二円」に、「百十六円」を「百二十円」に改め、同表機械可読資料等の印刷出力による印画の項中「三十三円」を「三十九円」に、「四十五円」を「五十三円」に改め、同表マイクロ資料からの電子式引伸印画の項中「百十円」を「百四十三円」に、「百四十円」を「百八十円」に改め、同表撮影した画像の印刷出力による印画の項中「百七十円」を「二百二十一円」に、「百九十六円」を「二百四十四円」に改め、同表撮影した画像を記録した光ディスクの作成の項中「六百九十五円」を「九百四円」に、「百六十五円」を「二百十五円」に改め、同表撮影した画像を複製した光ディスクの作成の項中「五百三十円」を「六百八十九円」に改め、同表スキャナで読み取り又は撮影した画像の電磁的記録の作成の項中「七十六円」を「八十四円」に、「百六円」を「百十五円」に、「百六十円」を「二百八円」に改め、同表電子情報を複製した電磁的記録の作成の項中「五十七円」を「六十二円」に改める。

第二項中「十四円」を「十八円」に改める。

第三項中「百八十五円」を「百八十九円」に改める。

第五項第一号中「三百五十円」を「三百八十円」に改め、同項第二号中「四百八十円」を「五百八十円」に改める。

附　則

1　この告示は、令和八年十月一日から施行する。

2　この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和八年十月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

人事異動

消費者庁

（内閣府大臣官房）内閣府事務官　室伏　陽貴
消費者庁消費者政策課長に転任させる
（消費者庁消費者政策課長）同　鮎澤　良史
内閣府に出向させる（以上九月一日）

防衛省

（防衛大学校副校長）防衛事務官　久澤　洋
大臣官房付に転任させる
退職を承認する
（翌日付　国家公務員共済組合連合会へ）
（防衛政策局運用基盤課長）防衛審議官　勝谷　大輔
退職を承認する
（翌日付　海上保安庁へ）（以上七月三十日）
（大臣官房付（併）防衛大学校付）防衛事務官　茂木　陽
防衛大学校付の併任を解除する
防衛大学校副校長に転任させる
（大臣官房監査課長）防衛審議官　松山　理然
防衛事務官（大臣官房付）に転任させる
内閣府へ出向させる（併任）

辞令

（調査及び立法考査局議会官庁資料課長）国立国会図書館調査員　小坂　昌
主任調査員を命ずる
調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる
（調査及び立法考査局総合調査室付主任調査員）同　阿部　泰
調査及び立法考査局議会官庁資料課長を命ずる
小野寺　優　村松　俊亮
納本制度審議会委員の委嘱を解く（各通）
山本　憲央　林　真司
納本制度審議会委員を委嘱する（各通）（以上九月一日）